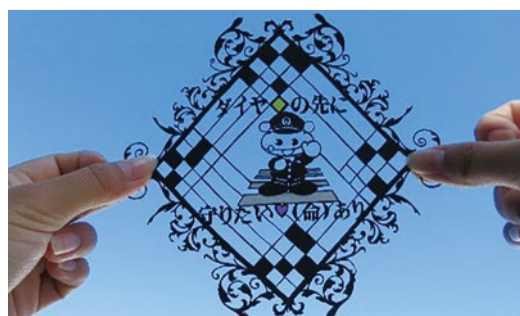


長崎県警察白書
窓 警

KEISOU

令和 7 年中を
ふりかえって



NAGASAKI PREFECTURAL POLICE
長崎県警察

しんじん
い
行こうで新人

長崎を
守る!

じゅんかい
巡回だ



オランダ坂

DUTCH
SLOPE



長崎県警察

©長崎県人事委員会事務局 TEL.095-894-3542 ©長崎県警察本部警務課採用係 TEL.095-820-1504

<https://www.police.pref.nagasaki.jp>

長崎県警察



基本姿勢

県民の期待と信頼に応える 力強い警察

～安全で安心な長崎県のために～

令和 8 年運営指針

- ☀ ニセ電話詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進と人身安全関連事案等への的確な対処
- ☀ サイバー空間の脅威への的確な対処
- ☀ 悪質・重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進
- ☀ 交通死亡事故・重傷事故抑止対策の推進と飲酒運転の根絶
- ☀ 治安情勢の変化や緊急事態への的確な対処
- ☀ 活力に満ちた魅力ある職場環境の確立

警察窓 目次

章 1 公安委員会と警察組織

- 1 長崎県公安委員会
- 2 長崎県警察の組織

章 2 県民の期待と信頼に応えるための警察運営

- 3 警察装備
- 4 警察署協議会・苦情申出制度
- 5 警察安全相談の活動
- 6 情報公開と個人情報保護への対応
- 7 犯罪被害者等に対する支援活動
- 8 県民に伝える活動
- 9 働きやすい職場環境の形成
- 10 新任警察官の教育訓練

章 3 地域警察活動

- 11 地域警察の活動
- 12 110番通報の適切な利用

章 4 犯罪の未然防止に向けた取組

- 13 総合的な犯罪抑止対策
- 14 ニセ電話詐欺等の被害防止対策①
- 15 ニセ電話詐欺等の被害防止対策②
- 16 ニセ電話詐欺撲滅に向けた取組
- 17 ストーカー・DV被害防止対策
- 18 少年の非行概況
- 19 少年の非行防止・保護対策
- 20 生活経済事犯等対策
- 21 サイバー犯罪対策

章 5 犯罪情勢と各種捜査活動

- 22 犯罪の情勢と捜査活動
- 23 暴力団の取締り
- 24 暴力団排除活動
- 25 総合的な薬物・銃器事犯対策
- 26 犯罪鑑識
- 27 科学捜査研究所

章 6 交通警察活動

- 28 交通事故の情勢
- 29 交通安全教育の推進
- 30 交通秩序の維持活動
- 31 交通環境の整備
- 32 運転免許

章 7 災害対策とテロへの備え

- 33 大規模災害等対策
- 34 テロ対策の推進
- 35 警護現場における警戒の強化
- 36 サイバー攻撃対策

-
- 37 各種相談電話
 - 38 長崎県内の警察署（22署）

長崎県公安委員会

長崎県公安委員会とは

長崎県公安委員会は、長崎県における行政委員会として県知事の所轄の下に置かれ、長崎県警察を管理しています。

公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、県民の代表者で構成されており、警察行政に県民の考えを反映させるなどの重要な役割を担っています。

公安委員会の構成

長崎県公安委員会は、県知事が県議会の同意を得て任命した3人の委員で構成されています。委員の任期は3年で、2回に限り再任することができます。

また、委員の互選により、委員会を代表する委員長が置かれ、その任期は1年で再任することもできます。

公安委員会の活動

長崎県公安委員会は、原則として毎週1回定例会を開催しています。会議では、長崎県警察運営の基本方針を定め、それを踏まえた警察の各種施策のほか、各種事件・事故、災害等に対する警察の取組状況等について警察本部長等から報告を受け、公安委員会の意思を警察業務の運営に反映させています。

また、警察法に基づく苦情申出の対応を始め監察の指示、運転免許の交付、交通の規制、風俗営業・銃砲刀剣類の所持等の許可や取消しの判断等を行っています。



<警察署長等会議への出席>

現場視察活動の実施

公安委員会の委員は、警察業務への理解を深めるため、各種行事への出席、警察署等の視察・督励、警察署勤務員との意見交換等を行っています。

これらの活動は公安委員会ホームページで紹介しています。



<初任科生への訓育>



<殉職警察職員慰霊祭>



<警察署協議会代表者会議>

公安委員会委員の主な出席行事

- 警察署長等会議
- 警察職員入校式・卒業式
- 危険業務従事者勲章伝達式
- 全国公安委員会連絡会議
- 九州管区内公安委員会連絡会議
- 殉職警察職員慰霊祭
- 警察署協議会代表者会議
- 各警察署協議会定例会
- 警察職員30年勤続表彰式
- 留置施設視察委員会委員任命式
- 安全・安心まちづくり長崎県大会
- 交通安全運動開始式・出発式
- 各種警察術科大会(柔道・剣道・逮捕術)
- 警察音楽隊定期演奏会
- 退職者表彰式

警察装備

警察活動のための制服や装備

長崎県民の安全・安心を守るために、パトカーなどの車両や警察用船舶、ヘリコプターを有効かつ効果的に活用し、治安維持に努めています。

警察官の制服



<冬用制服>

警察官の制服は全国的に統一されています。

また、制服以外にも、それぞれの都道府県警察が定めた特殊服もあり、長崎県警察には、交通事故捜査の現場で着用する事故捜査服や鑑識課員が着用する鑑識服などがあります。

車両・警察用船舶・ヘリコプター

■ 車両

車両は地域警察活動に使用する無線警ら車（警らパト）や小型警ら車（ミニパト）、犯罪捜査に活用する捜査用車、交通違反を取り締まる交通取締用四輪車（交通パト）や白バイなど約1,100台を保有し、県内各警察署や自動車警ら隊、交通機動隊などに配備しています。



<パトカー・白バイ>

■ 警察用船舶



<警察用船舶>

海のパトカーとして、警察用船舶7隻を保有しています。離島の警察署をはじめとして主要な海域を管轄する警察署に配備し、海上における人命救助や犯罪捜査などに活用しています。

■ ヘリコプター

ヘリコプター1機を保有し、長崎県警察航空隊に配備して空からの事件捜査、交通取締り等各種警察活動を行っています。



<ヘリコプター>



警察署協議会・苦情申出制度

警察署協議会

平成13年6月1日、県内の全警察署で警察署協議会が発足しました。

警察署協議会は、警察署長が警察署の業務運営について住民の方々の意見を聴くとともに、警察署の業務運営について説明し、その理解と協力を求める場です。

令和8年1月1日現在で、県下で149人（うち女性71人）の方々が長崎県公安委員会から警察署協議会委員として委嘱されています。令和7年度中は各警察署協議会で定例会を開催し、地域の安全に関する諸問題について協議しました。

委員には、パトカーの機能・積載物の見学、鑑識活動の体験などを通じて警察業務への理解を深めていただき、犯罪防止・交通事故防止等に関する意見・要望等を提出いただいています。



＜パトカー機能等の見学＞



＜鑑識活動の体験＞



＜県警音楽隊によるアンサンブル＞

苦情申出制度

■ 苦情申出制度の概要

警察職員の職務執行について苦情がある人は、公安委員会に対して、文書で苦情の申出をすることができます。

この制度における苦情とは、

- 警察職員が、職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより、何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服
- 警察職員の不適切な執務の態様に対する不平不満

をいいます。

明らかに警察の任務とはいえない事項についての警察職員の不作為を内容とするもの、申出者本人と直接関係のない一般論として申し出られた苦情、提言等は、同制度の対象とはなりません。

■ 苦情申出の方法

苦情申出をしようとする人は、次の事項を記載した文書により苦情を申し出ることができます。

- 申出者の氏名、住所及び電話番号
- 申出者が住所以外の連絡先への処理結果の通知を求める場合には、その連絡先の名称、住所及び電話番号
- 苦情申出の原因となる職務執行の日時・場所、警察職員の執務の態様その他事案の概要
- 苦情申出の原因となる職務執行により、申出者が受けた具体的な不利益の内容又はその職務執行に係る警察職員の執務に対する不満の内容

■ 苦情申出先

苦情申出は、長崎県公安委員会、警察本部又は最寄りの警察署で受け付けています。

「e-Gov電子申請（デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト）」を通じたオンラインによる申請もできます。

警察安全相談の活動

住民の相談・要望・意見の把握と誠実な対応

最近の複雑・多様化する社会情勢などを反映して、警察の相談窓口には多種多様な相談が日々数多く寄せられています。

警察安全相談とは

警察安全相談とは、警察に対して、指導、助言、相手方への警告、検挙等何らかの権限行使その他の措置を求めるものを言います。例えばDV、ストーカー、児童虐待、少年非行、ニセ電話詐欺、悪質商法等の被害のおそれのある事案のほか事件・事故に至らない場合でも、住民生活の安全を守るための相談に応じています。

警察では、警察本部及び各警察署に「警察安全相談室」を設けるとともに、警察本部に、

- 警察安全相談電話「#9110（095-823-9110）」
- 高齢者専用相談ダイヤル「095-823-4165」

を設置し、これらの警察安全相談に応じています。



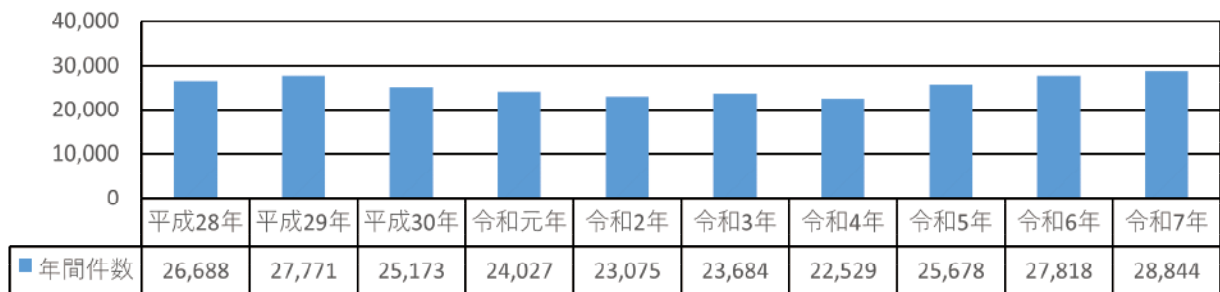
<相談室での相談状況>

警察安全相談の取扱状況

■ 相談受理件数

本県の警察安全相談の受理件数は、平成16年の約5万件をピークに平成17年から減少し、近年は2万件台で推移しています。

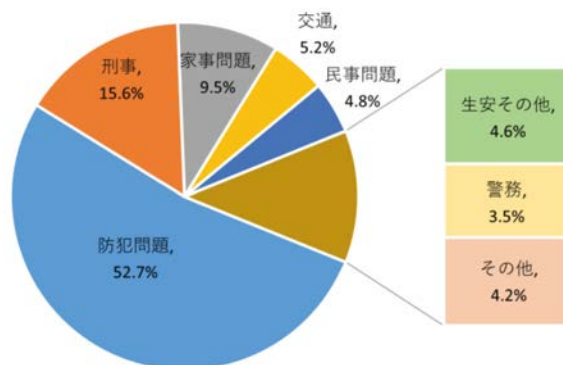
[相談受理件数の推移]



[相談の内訳]

■ 相談の内訳

令和7年中の約2万9千件の相談のうち、ニセ電話詐欺（未遂）やサイバー犯罪関係、ストーカーやDV等の人身安全関連事案の相談を含む防犯問題の相談が52.7%と約半数を占めており、その他に盗難被害等の刑事事件に関する相談や家族や近隣間のトラブル等の家事問題などの相談も多く寄せられています。





情報公開と個人情報保護への対応

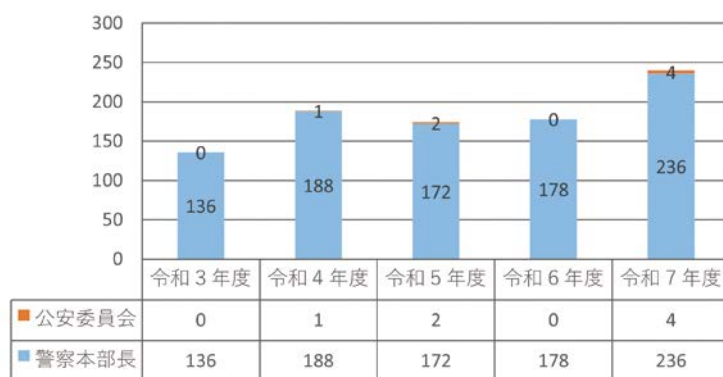
情報公開等への的確な対応を図るため、警察本部情報公開センター及び各警察署の警務課に窓口を置いています。

情報公開制度

県民の信託を受けて活動を行う行政機関である警察が、県民に対する説明責任を果たすため部内の情報を公開し、もって公正で開かれた行政活動を推進するというものです。

■ 公文書開示請求

[開示請求決定件数（過去5年間）]



■ 情報提供

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすとともに、県民の協力の下、警察行政を円滑に運営することを目的として、警察ホームページ及び情報公開センターにおける閲覧資料として、積極的な長崎県警察本部訓令及び長崎県警察の施策を示す通達の公表を推進しています。

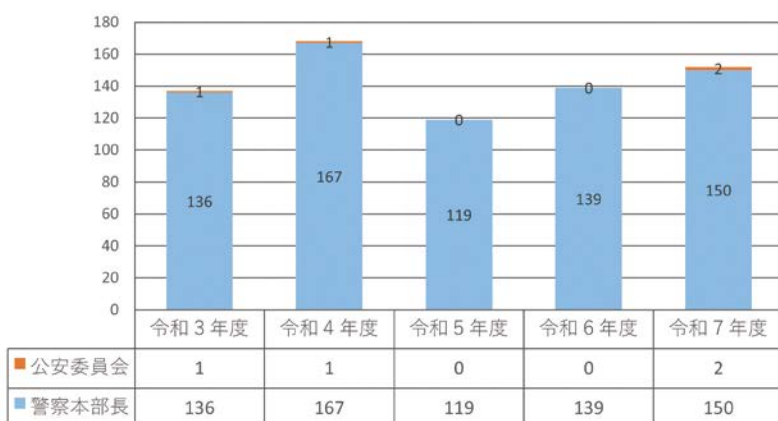
その他、各種統計資料、入札結果等も閲覧資料として同センターに配架し、県民に対する迅速な情報提供も推進しています。

個人情報保護制度

警察が、個人情報を収集、管理、利用、提供及び廃棄の各段階において適正に取り扱うとともに、県民からの請求に基づき、個人情報の開示、訂正、利用停止を行うというものです。

■ 保有個人情報開示請求

[開示請求決定件数（過去5年間）]



- ※ 訂正請求は令和5年度に1件、令和7年度に1件受理
- ※ 利用停止請求は現在まで受理なし

犯罪被害者等に対する支援活動

警察は、犯罪被害者等と最も密接に関わり、保護する役割を担っています。そのため、行政・医療・司法などの関係機関や民間被害者支援団体などと連携し、犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かな支援活動に取り組んでいます。

犯罪被害者への配慮及び情報提供

■ 被害者の手引の配布

各種支援制度や刑事手続の概要等をわかりやすく紹介した「被害者の手引」を犯罪被害者等へ配布して説明を行っています。



<被害者の手引>

■ 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等に対し、事件発生直後から、指定された被害者支援要員による付添いや相談対応などの支援を行います。

■ 被害者連絡制度

- ・ 殺人、傷害、不同意性交等の身体犯の被害者又は御家族の方
 - ・ 重大な交通事故（ひき逃げ事件、危険運転致死傷等）の被害者や御家族の方
- を対象として、事件担当者などが捜査の状況等について連絡を行っています。

■ 各種相談窓口

警察安全相談（#9110）、性犯罪被害相談電話（#8103）

精神的被害の回復への支援

■ カウンセリング支援制度

精神的被害が深刻な犯罪被害者等に対しては、臨床心理士等の専門的知識・技能を有するカウンセラーによるカウンセリング支援を実施しています。



<カウンセリングの状況>

経済的負担の軽減に資する支援

■ 犯罪被害給付制度

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い、若しくは身体に障害が残った犯罪被害者に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等給付金の種類

遺族給付金	障害給付金	重傷病給付金
犯罪行為により死亡した被害者の第一順位遺族に支給。死亡前に要した保険診療による医療費の自己負担額及び休業損害も併せて支給	犯罪行為により、身体上の障害が残った被害者に支給。障害は、負傷又は疾病が治ったとき（固定したときを含む。）における身体上の障害で法令に定める程度のもの	犯罪行為により、重傷病（療養期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要した負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合は、療養期間1か月以上、かつ、その症状の程度が3日以上労務不能であること。）を負った被害者本人

■ 公費支出制度

犯罪被害者等の経済的負担軽減のため、当該被害にかかる医療費等（診断書料、初診料、緊急避妊費用等）について公費で支出する制度があります。

関係機関・団体との連携

長崎県被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワーク、犯罪被害者等早期援助団体「公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター」等と連携し、犯罪被害者等に対する多角的な支援活動を展開しています。

県民に伝える活動

インターネットを通じた広報活動

■ 長崎県警察ホームページ

<https://www.police.pref.nagasaki.jp>



■ 長崎県警察公式SNS

県民の皆さまが必要とする情報、県民の皆さまに知って欲しい情報を発信するための公式SNSです。



<公式SNSアイコン>

X(旧Twitter)



Facebook



Instagram



YouTube



LINE



音楽隊による広報活動

■ 体制

長崎県警察音楽隊は、音楽隊及びカラーガード隊で構成され、警察官、警察事務職員及び会計年度任用職員で構成しています。隊員は警察本部などで勤務する傍ら訓練に励み、「県民と警察を結ぶ音のかけ橋」として、県内各地での演奏を通じ、防犯や交通安全などの広報活動を行っています。



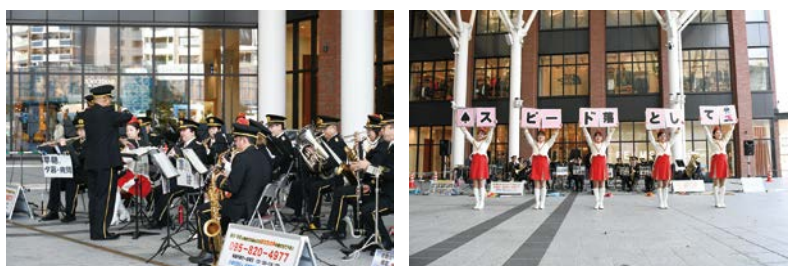
<長崎県警察音楽隊・カラーガード隊>

■ 定期演奏会

毎年、ベネックス長崎ブリックホール、諫早文化会館などで定期演奏会を開催し、令和7年度はベネックス長崎ブリックホールにおいて「長崎県警察音楽隊第32回定期演奏会」を開催しました。

■ プロムナードコンサート

昭和53年5月、「市民のためのひるのコンサート」としてスタートし、毎月1回(4月から11月までの間)に開催しています。昨年は諸事情で中止となった月もありましたが、大村市で1回、長崎市で5回開催し、11月のコンサートで325回目となりました。



<令和7年11月 第325回プロムナードコンサート>

働きやすい職場環境の形成

働きやすい職場環境の形成

長崎県警察では、職員のワークライフバランスを実現するとともに、健康管理を行うことにより、業務の効率性を高めることを目指して、積極的に、働きやすい職場環境の形成に取り組んでいます。

職員の勤務時間・休暇

職員の勤務時間は、業務内容により異なりますが、基本勤務時間帯は午前9時から午後5時45分までと指定されており、組織的に勤務時間を適切に管理しています。

■ 柔軟な勤務制度の活用

職員の勤務負担軽減を図ること等を目的として、様々な勤務制度を整備し、活用を推進しています。例えば、職員が早朝の時間帯の業務に従事する必要がある場合には、基本勤務時間帯をスライドして、午前7時から午後3時45分までの勤務とすることが可能です。その他にも、勤務時間の分割や自宅型テレワーク、フレックスタイム制などを活用することができます。

■ 充実した休暇制度

職員は年次休暇のほか、各種特別休暇を取得することができます。「特別休暇」は、右の事例にあるような「夏季休暇」や「子供看護休暇」のほか、「つわり休暇」、「短期介護休暇」、一定の年齢となった年度にリフレッシュのため利用可能な「チャージ休暇」などがあります。

[職員の有給休暇取得事例（令和7年中）]

■年次有給休暇……………	20日
■夏季休暇……………	5日
■子供看護休暇（※）………	10日
（※）子供二人の場合、最大10日取得可能	
合計取得日数（全て有給休暇）35日	

■ 育児・介護と仕事の両立

職員が育児・介護と仕事の両立ができるよう、出産関係特別休暇（出産補助休暇・男性職員の育児参加のための休暇）と併せて、男性職員の育児休業の取得等各種取組を推進しています。

職員の健康管理

職員の健康の保持・増進及び勤務能率の向上を図ることを目的として、様々な取組を行うとともに、現場警察官が働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

■ ポリスカジュアル

警察職員の勤務能率の向上を図ることを目的として、私服で勤務する職員が、気候や仕事環境等に応じて柔軟な服装を選択することができる「ポリスカジュアル」に取り組み、夏期は、Tシャツやポロシャツ、冬期は、セーターやカーディガンで勤務できます。



h 新任警察官の教育訓練

県民の期待と信頼に応える力強い警察官の育成

警察学校では、“県民の期待と信頼に応える力強い警察官”を育成するため、各種教育訓練に取り組んでいます。

採用時教育の概要

警察官として採用された者は、採用区分（Ⅰ類、Ⅲ類）に従い、警察学校における警察官としての基礎知識・技能を修得する「初任科」、警察署における指導員のマンツーマンによる現場活動を通じて基本的実務能力を修得する「職場実習」、再び警察学校へ入校し、知識・技能の向上を図る「初任補修科」、現場での単独による勤務を通じて実務能力を習熟させる「実戦実習」といった採用時の教育を経て一人前の警察官となります。



	初任科	職場実習	初任補修科	実戦実習	
警察官Ⅰ類（大卒程度）	6か月	4か月	2か月	3か月	合計15か月
警察官Ⅲ類（高卒程度）	10か月		4か月	3か月	4か月 合計21か月
	初任科		職場実習	初任補修科	実戦実習

教育訓練の内容

警察学校では、警察活動の基本となる基礎的知識・技能の修得のための教育及び体力・気力・人間力の錬成を図るための訓練を実施しており（下表「授業科目」参照）、特に次の3点を教育の重点に掲げています。

Ⅰ 警察官として必要な資質の育成と人間教育の推進

本部長、警務部長等警察幹部による訓育、職務倫理教育等により、警察官としての職責の自覚を醸成するとともに、有識者による教養講座、人権の擁護に関する教育等を行っています。

また、集団生活やレクレーションを通して同期生との絆を深めたり、校外研修を実施して郷土史の知識を習得するなど、社会人としての良識や豊かな人間性を育んでいます。

Ⅱ 職場執行力のある警察官を早期に育成するための各種教育の推進

ロールプレイング方式による実戦的総合訓練、捜査書類作成演習、専門的知識・技能を向上させるための各種検定等を実施しています。



<実戦的総合訓練の状況>

Ⅲ 職務執行に必要な体力・気力及び術科技能を身につけるための訓練の推進

県民の安全、安心を守るため、術科訓練・体育により強靱な体力・気力を身につけ、受傷することなく犯人等を制圧・検挙するために必要な判断能力及び対処技能の修得・向上や映像シミュレーターによる拳銃訓練といった、より実践に即した訓練を推進しています。

● 授業科目

科 目	授 業 内 容
一般教養	本部長等警察幹部による訓育、職務倫理等、有識者による教養講座等
学 法	憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、警察法、警察官職務執行法
警察実務	警務警察、生活安全警察、地域警察、刑事警察、交通警察、警備警察等
術科・体育	柔道、剣道、逮捕術、総合対処法、拳銃操法、教練、体育、登山訓練等
そ の 他	英語、手話、O A教養、救急法、無線、運転訓練、校外研修等

地域警察の活動

地域住民の安全・安心を確保する交番・駐在所等

地域警察は、地域住民の方々が安全で安心に暮らせる地域社会を実現するために、巡回連絡や各種会合への参加を通じて住民の意見や要望等を把握し、それらに応える活動を行うとともに、事件・事故の未然防止や犯罪検挙を目的とした活動を行っています。

地域住民の意見・要望等に応えるための実態把握、情報発信活動

Ⅰ 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪や事故の防止等地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行っています。



Ⅰ 情報発信活動

地域警察官は、地域住民の安全と安心を確保するため、受持ち地域における身近な事件・事故等の必要な情報を適宜「ミニ広報紙」、「交番（駐在所）速報」等により発信しています。

Ⅰ 交番等地域安全協議会

地域警察官は、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故を防止するための協議会を開催しています。

地域の安全を守る各種活動

Ⅰ パトロール

地域警察官は、地域住民の安全と安心を確保するため、パトカー等で管内のパトロールを行うとともに、犯罪の未然防止及び検挙のための職務質問、交通指導取締り、危険箇所の把握、防犯指導等を行うなど、地域の安全を守る活動を行っています。



<パトロール>

Ⅰ 立番

地域警察官は、交番の施設の外に立って警戒するなどの立番を行っています。



<立番>

Ⅰ 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者と連携し、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールなどを実施しています。



<鉄道警察隊>

Ⅰ 警察用船舶の活動

警察用船舶は、夏期における海水浴場での水難防止広報啓発活動を始め、機動力を生かした海上パトロール、水難者の捜索救助への対応など、海上における安全と安心を確保するための各種活動を行っています。



<警察用船舶>



110番通報の適切な利用

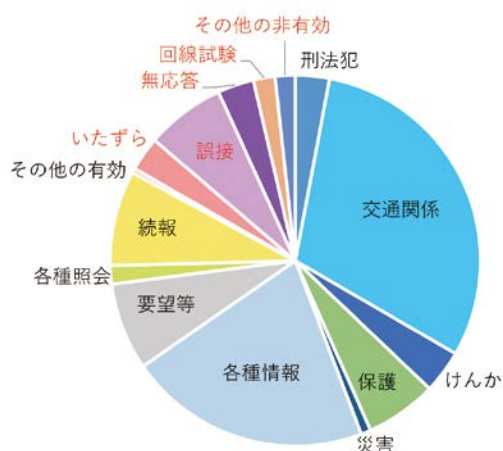
110番通報への迅速的確な対応

110番通報に迅速かつ的確に対応するため通信指令室を設置しています。
110番を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令等を行っています。

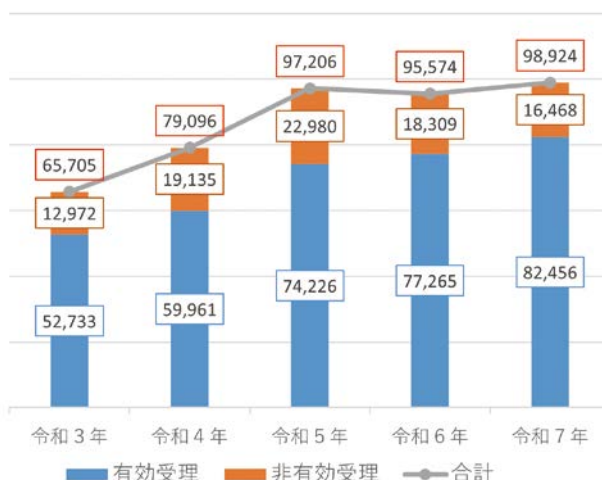
110番通報の受理状況

令和7年中における県内の110番通報総受理件数は98,924件（前年比3,350件増加）でした。このうち、いたずら・無応答・誤接等の非有効110番通報が16,468件と全体の約17%を占めており、110番通報に迅速に対応するため、いかに、このような不要不急の110番通報を減少させるかが課題となっています。

〔令和7年中の110番受理状況〕



〔110番受理状況の推移〕



適切な110番の使い方

110番通報は、**事件、事故等に対応するための緊急電話**です。

緊急の対応を要さない相談や要望は、警察安全相談電話「#9110」又は最寄りの警察署等へ、また、各種問合せ等は、最寄りの警察署や交番・駐在所へ電話してください。

110番通報のポイント

- ①何があったのか？
- ②いつ？
- ③どこで？
- ④犯人は？
- ⑤どんな状況か？
- ⑥あなたの名前・電話番号は？

慌てず
焦らず
落ち着いて

- ①けんか・交通事故・どろぼう・不審者等
- ②今から何分くらい前
- ③住所、目標物（建物・バス停等の名称）
- ④人数、特徴、逃走方向、逃げた車等
- ⑤けが人や事件・事故の状況
- ⑥事件・事故との関係

110番映像通報システム

110番映像通報システムとは、110番通報者がスマートフォンやタブレット端末から事件・事故等の映像を送信することで、現場へ向かう警察官が事前に視覚的な情報を受けるなど、より迅速・的確に事案に対応できるものです。



総合的な犯罪抑止対策

警察本部と各警察署が緊密に連携して、総合的な犯罪抑止対策を推進しています。

目的

「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、県民、事業者及び関係機関・団体と連携協働しながら、県民の自主防犯意識を高め、犯罪の起きにくい地域社会を構築するとともに、地域の犯罪情勢に即した警察活動を展開することにより、犯罪被害を未然に防止して県民の安全・安心を確保することを目的としています。

令和7年中の推進状況

警察では、犯罪抑止対策を持続的かつ計画的に推進するための犯罪抑止計画に基づき、

- 県民の皆さんの安全・安心を脅かす犯罪、自主防犯意識の高揚により抑止できる犯罪を重点犯罪に指定した取組
- 犯罪発生状況の把握、犯行手口ごとの被害状況や原因などの把握、分析による情報発信活動
- 地域住民、防犯ボランティア等と連携した各種犯罪被害防止活動

等に取り組みました。

犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県民の皆さんが安全で安心して生活できる社会の実現に向け、県民、事業者及び関係機関・団体との連携により、自主防犯意識の高揚や犯罪の起きにくい環境づくりに取り組んでいます。

■ 「犯罪なく3（さん）ば運動」の推進

警察では、県や県教育委員会と連携し、「カギかけんば（施錠意識の高揚）」、「ひと声かけんば（声掛けによる地域の絆の醸成）」、「見守りせんば（パトロール、防犯カメラの設置等による犯罪の起きにくい社会づくりの推進）」をスローガンとする県民総ぐるみの「犯罪なく3（さん）ば運動」に取り組んでいます。

■ 街頭防犯カメラの設置

警察では、公共空間における犯罪の予防と被害の未然防止等を目的に、街頭防犯カメラの設置を推進しており、平成24年度から令和2年度までの9年間で合計200台の街頭防犯カメラを設置し運用しています。

■ 防犯ボランティアとの連携

県内では、令和7年12月末現在、265団体、1万5,925人の防犯ボランティアが地域の安全を守る活動に取り組んでおり、警察では、防犯ボランティアとの連携により、見守り活動・挨拶運動を通じた犯罪のない安全・安心まちづくりを推進しています。



<防犯ボランティアの活動状況>



ニセ電話詐欺等の被害防止対策①

ニセ電話詐欺とは

ニセ電話詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みやその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称で、主な手口として、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、融資保証金詐欺などがあります。

ニセ電話詐欺の現状

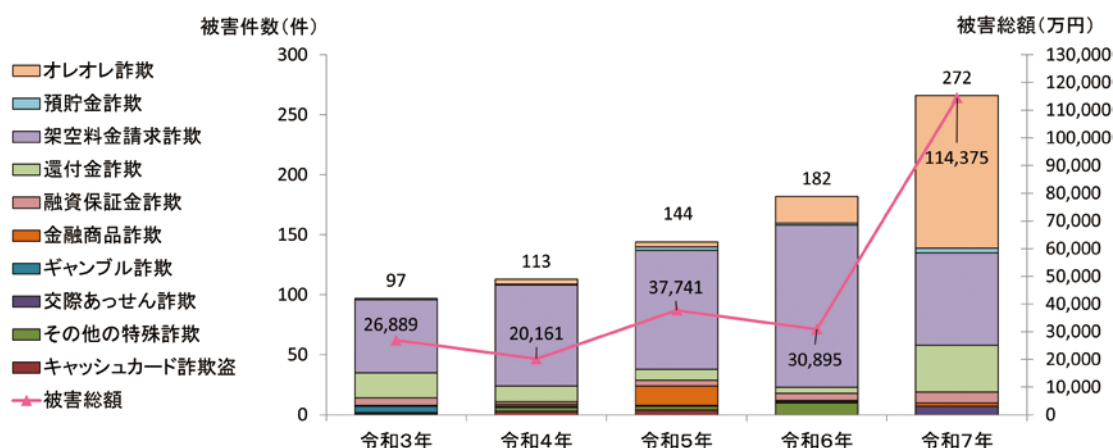
令和7年中の長崎県内におけるニセ電話詐欺の被害は、認知件数272件（前年比+90件）、被害総額は約11億4,375万円（前年比+約8億3,480万円）と過去10年で最悪の被害となりました。

手口別では、オレオレ詐欺の被害が127件（前年比+105件）と最も多く、全体の47%を占めています。

特に、令和7年中は、警察官をかたって取調べと称してビデオ通話に誘導し、事件捜査等の名目でお金をだまし取る「ニセ警察詐欺」という新たなオレオレ詐欺の手口が流行したことが被害拡大につながりました。

一方で、令和6年中に多発した「サポート詐欺」を始めとする架空料金請求詐欺は、77件（前年比-57件）と大幅に減少しています。

[県内におけるニセ電話詐欺認知状況の推移]



ニセ電話詐欺の被害防止対策

被害防止対策の推進事項として

- 犯人からの電話がつながりにくい環境づくりの推進
- 予防に資する広報啓発活動の推進
- 金融機関やコンビニエンスストア等と連携した対策の推進

を柱に取り組んでいます。

具体的には、「犯人からの電話がつながりにくい環境づくり」に向けた取組として、

- 自動通話録音（警告）機の設置促進
- ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストサービスの利用及び国際電話利用休止申込みの推奨

等を推進しています。

また、「予防に資する広報啓発活動」として

- ニセ電話詐欺等被害防止広報大使「前川清」氏を起用した広報啓発活動
- コールセンターオペレーターによる県民への架電広報
- 「安心メール・キャッチくん」や公式SNSによる注意喚起
- 地域警察官等の巡回連絡や防犯講話による直接的な防犯指導

等により、具体的な手口や被害防止のポイント等について広報啓発を実施しています。

さらに、「金融機関やコンビニエンスストア等と連携した対策」として、金融機関、コンビニエンスストア等による来店客への声掛けは、被害防止上、非常に効果があることから、これらの事業者に対して被害発生や前触れ電話等の情報を提供し、積極的な声掛け及び通報を依頼しています。

h ニセ電話詐欺等の被害防止対策②

SNS型投資・ロマンス詐欺とは

SNS型投資・ロマンス詐欺とは、被害者と直接対面することなく、SNS等を通じて交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込みやその他の方法により金銭等をだまし取る犯罪であり、次に分類されるものをいいます。

Ⅰ SNS型投資詐欺

投資すれば利益が得られるものと誤信させ、投資アプリ等に誘導して、虚偽の利益を表示する方法などにより心理的安心感を与え、架空の投資を継続させながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目などで金銭等をだまし取るもの（SNS型ロマンス詐欺の投資名目に該当するものを除く。）

Ⅱ SNS型ロマンス詐欺

恋愛感情や親近感を抱かせながら、投資金名目やその利益の出金手数料名目、交際の継続等を前提とした各種名目（生活費等）で金銭等をだまし取るもの

SNS型投資・ロマンス詐欺の現状

SNS型投資・ロマンス詐欺は、年々増加傾向にあり、令和7年中の長崎県内の被害状況は、認知件数205件、被害総額は約13億9,111万円となっています。

[県内における令和7年中のSNS型投資・ロマンス詐欺認知状況]

		件数	被害額
SNS型投資		128件	約10億1,596万円
ロマンス	投資名目	60件	約3億6,242万円
	ロマンス名目	17件	約1,273万円
総合計		205件	約13億9,111万円

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策

急増するSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止対策として、

◇ SNSで知り合った「見えない相手」との個人間における投資話や現金のやりとりは、詐欺の可能性が非常に高く、危険であること

を県民に広く理解していただくために、

- ・ 被害に関する速やかな情報発信
- ・ 被害発生状況等に応じた効果的な広報啓発
 - ・ 県民に対するSNS広告などでの効果的な広報啓発
 - ・ インターネット・リテラシーの向上を図る取組
- ・ 金融機関等における水際対策

を推進しています。

長崎県警察

絶対に儲かる！絶対に稼げる！
そんな広告は
投資詐欺

SNSや動画サイトには、投資広告や副業広告に見せかけた詐欺広告がいたるところに潜んでいます
この広告が詐欺広告だったら、あなたは**金銭を失っていたかも**しれません

詐欺広告の特徴

- 「絶対に稼げる」は詐欺
- 有名人の写真や名前を使った詐欺広告もあるので注意
- 極端に高い利益を謳った広告も詐欺

だまされていたら...

- SNSで知らない人と取引
- 二重の投資アプリをダウンロードさせられる
- 二重のアプリ上で被害者になっていると偽り被害を拡大させる
- 投資話に誘われても警戒する

儲け話には裏がある！投資は正規の証券会社で！
長崎県警察本部生活安全企画課 095-820-0110

SNSで詐欺急増中
こんなこと言われてませんか？

投資？

- 絶対に稼げる投資
- あの有名人もやっている投資
- 少額投資で高額利益！

もしかしてと思ったら、警察に相談を

長崎県警察本部

長崎県警察本部 / その送金ちょっと待った！
SNSでの投資話やもうけ話には裏があるかも...

詳細はこちら



ニセ電話詐欺撲滅に向けた取組

実行犯検挙と助長犯検挙の推進

ニセ電話詐欺撲滅に向け、実行犯検挙と助長犯検挙を推進しています。

実行犯検挙状況

ニセ電話詐欺は、

- ・ 口座から被害金を払い出す『出し子』
- ・ 被害者から直接現金やキャッシュカード等を受け取る『受け子』
- ・ 出し子や受け子を監視する『見張り役』
- ・ 出し子や受け子に指示を出す『指示役』
- ・ だましの電話を架ける『架け子』
- ・ だまし取った現金を出し子等から回収したり、運搬したりする『回収・運搬役』
- ・ 出し子や受け子などを組織に勧誘する『リクルーター』
- ・ これらの全てを統括する『首魁』

その他、電話や名簿を用意する道具調達役や運転手役などの「実行犯」で構成される犯罪者グループにより敢行される犯罪であり、令和7年中は本県内において出し子2人、受け子6人、道具調達役2人、主犯1人の合計11人を検挙しました。なお、SNS型投資・ロマンス詐欺の被疑者については、5人を検挙しました。

[県内の過去5年間における役割別・実行犯検挙状況（人）]

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
出し子	1			1	2
受け子	4		3	2	6
道具調達役					2
指示役		2			
架け子					
回収・運搬役		1			
リクルーター		1		1	
主犯					1
その他		1	3		
合計	5	5	6	4	11



助長犯検挙状況

『助長犯』とは、ニセ電話詐欺を助長する犯罪のことで、

- ・ 他人に通帳やキャッシュカードを譲り渡す目的で銀行口座を開設する口座開設詐欺
- ・ 他人に通帳やキャッシュカードを譲り渡す行為
(犯罪による収益の移転防止に関する法律違反)
- ・ 他人に譲り渡す目的で携帯電話を契約する携帯電話契約詐欺
- ・ 犯罪収益を収受、隠匿する組織的犯罪処罰法違反

などが挙げられます。

令和7年中は、本県内において41人の助長犯を検挙しました。

[県内の過去5年間における罪種別・助長犯検挙状況（人）]

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
口座開設詐欺	4	2	4	5	7
犯罪収益移転防止法	24	30	23	33	34
携帯電話契約詐欺		3	1		
組織的犯罪処罰法		1			
合計	28	36	28	38	41



</

少年非行の概況

少年非行の概況

令和7年中、県内では刑法犯少年234人、特別法犯少年28人、不良行為少年2,192人を検挙・補導しました。

■ 刑法犯少年

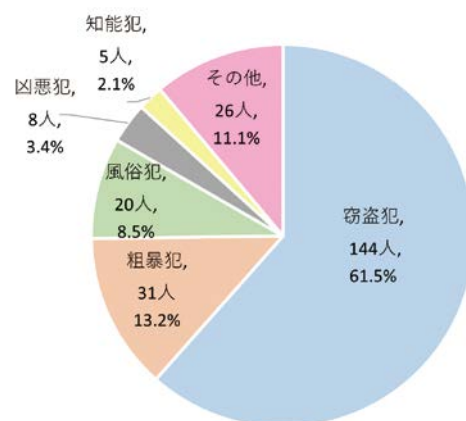
刑法犯少年の検挙・補導人員は減少傾向が続いていましたが、令和5年以降増加に転じ、令和7年は234人（前年比＋8人）でした。

罪種別では、窃盗犯が最多（全体の61.5%）、次いで粗暴犯（全体の13.2%）等の順となっています。

初発型非行と呼ばれる手口の万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領が、全刑法犯少年の50.9%を占めています。

学職別では、中学生が72人で最も多く、次いで高校生が61人の順でした。

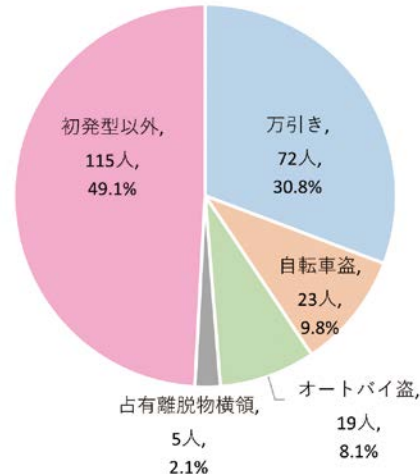
[刑法犯 罪種別]



[過去5年間の少年非行概況]

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
刑法犯少年	143	127	191	226	234
特別法犯少年	27	27	31	14	28
不良行為少年	2,129	1,734	2,424	2,413	2,192

[初発型非行]

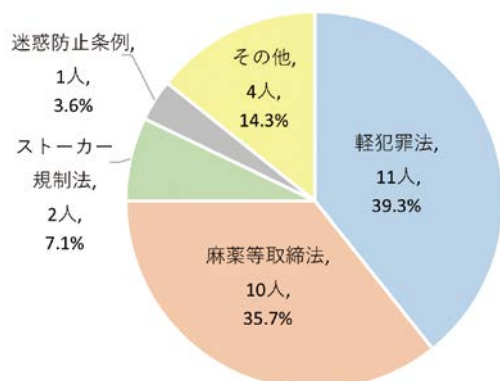


■ 特別法犯少年

罪種別では、軽犯罪法違反が11人で最も多く、次いで麻薬等取締法違反が10人の順となっています。

学職別では、有職少年が11人で最も多く、次いで高校生が5人等の順でした。

[特別法 罪種別]



■ 不良行為少年

行為別では喫煙が1,256人で最も多く、次いで深夜はいかいが388人となっており、この2つで全体の約75%を占めています。

学職別では、有職少年が801人で最も多く、次いで高校生が519人、無職少年が322人等の順でした。

少年の非行防止・保護対策

非行少年を生まない社会づくりに向けた取組

警察では、非行の前兆となる少年の問題行動などを早期に発見し、適切な対応を図ることによって非行化を防ぎます。また非行に走った少年に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するなど、少年の非行防止や保護対策を通じて、少年の健全育成活動に取り組んでいます。

■ 少年サポートセンターによる継続補導及び少年の立ち直り支援活動

少年相談、街頭補導及び関係機関からの引継ぎなどを通じて把握した非行などの問題行動を有する少年及び被害少年並びにその保護者等に対し、再非行防止のため面接、家庭訪問、学習支援及び関係機関と連携した各種少年の立ち直り支援活動を継続的に実施しています。

立ち直り支援活動では、農業体験活動、奉仕活動、学習支援などを行っています。



＜農業体験活動の様子＞



＜非行防止教室の様子＞

■ 非行防止・薬物乱用防止教室の開催

児童生徒の万引きや自転車盗の防止を目的とした非行防止教室、SNSを含むインターネットの適正な利用について指導する情報モラル教室、薬物乱用防止広報車「あすなろう号」やDVDなどの視聴覚資材を活用した薬物乱用防止教室などを開催しています。

児童虐待事案の概況

■ 令和7年中における児童虐待事案の通告状況

令和7年中は、779人の児童を児童相談所に通告しました。

下の表のとおり、令和7年中の児童虐待通告件数及び通告児童人員数が減少していますが、近年の傾向としては増加傾向にあります。

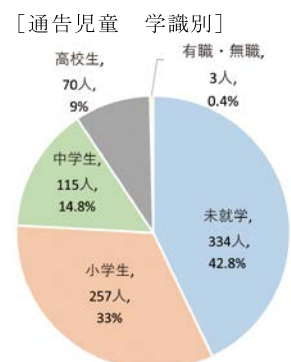
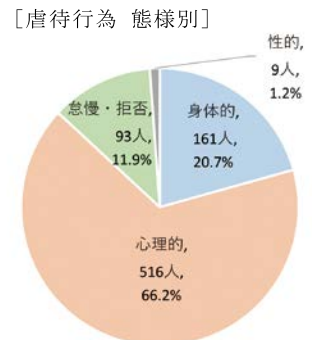
また、通告児童人員のうち虐待行為の態様別では、心理的虐待が516人と全体の約66.2%を占めており、学職別では未就学と小学生で約75.8%を占めています。

[過去5年間の通告件数等]

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
児童虐待通告件数	284	340	550	482	448
通告児童人員数	473	600	975	864	779

■ 警察官と児童相談所職員との合同研修会の実施

警察官と児童相談所職員の児童虐待業務に対する現場対応能力の向上及び相互理解の促進を図るため、平成27年から毎年、合同研修会を開催しており、令和7年8月及び11月には、児童虐待家庭への臨検・捜索を想定した合同訓練（ロールプレイング）を実施しました。



＜合同訓練の様子＞

生活経済事犯等対策

県民生活の安全を脅かす事犯の取締りと広報啓発

県民の財産、健康、環境等を脅かす生活経済事犯や風俗関係事犯、少年の福祉を害する犯罪など、県民生活の安全を脅かす各種事犯の取締りのほか、犯罪の未然防止に向けた広報啓発活動等を推進しています。

検挙件数・人員（令和7年中）

令和7年中の県内における検挙状況（前年比）は、

- 生活経済事犯が48件（±0件）、39人（-6人）
- 風俗関係事犯等が15件（+8件）、11人（+5人）
- 少年福祉犯罪が85件（+10件）、40人（+4人）

となっています。

主な検挙事件（令和7年中）

■ 特定商取引事犯

顧客方を訪問し、家屋の塗装工事等の契約を締結したのに、クーリング・オフに関する事など重要事項を顧客に伝えず、不備のある書面しか交付していなかった特定商取引に関する法律違反事件

■ 保健衛生事犯

医師、看護師等の免許がないのに、無資格で医療用レーザー脱毛器による施術（医行為）をしていた医師法等違反事件

■ 風俗関係事犯

風俗営業の許可を受けないで、女性従業員に飲食客への接待行為をさせていた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件

■ わいせつ事犯

アダルトビデオを撮影・販売するに際し、出演者への説明や書面交付を怠った上、撮影した無修正のアダルトビデオをインターネット上で販売していたAV出演被害防止・救済法違反及びわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件

■ オンライン上で行われる賭博事犯

日本国内において、スマートフォンを使用してインターネット上に開設されたオンラインカジノサイトに接続して金銭等を賭けた賭博事件

■ 少年の福祉を害する犯罪

児童を困惑させて売春をさせ、売春の対価である現金をすべて収受していたほか、児童の性的な姿態を撮影して第三者に送付した児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法等違反事件

広報啓発活動

賭客（利用者）がスマートフォンや自宅のパソコン等からアクセスして賭博を行う「無店舗型」のオンラインカジノについては、アクセス数の大幅な増加及びこれに伴う依存症の問題等が指摘されており、警察では取締りを推進するとともに、広報啓発ポスターや県警ホームページ等を活用して、オンラインカジノを利用した賭博を行わないよう周知しています。

[令和7年中の各種検挙状況]

分類	事犯別	令和7年		令和6年	
		検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
生活経済事犯	利殖勧誘事犯	0	0	4	4
	ヤミ金融事犯 （助長犯罪を含む）	8	7	15	12
	特定商取引等事犯	8	3	0	0
	保健衛生事犯	1	1	0	0
	知的財産権侵害事犯	0	0	3	1
	環境事犯				
	廃棄物事犯	18	19	16	19
	動物・鳥獣関係事犯	5	3	4	4
	その他	8	6	6	5
	合計	48	39	48	45
風俗関係事犯等	風俗関係事犯	3	2	3	4
	わいせつ事犯	5	3	3	2
	オンライン上で行われる賭博事犯	3	3	0	0
	雇用関係事犯	1	1	1	0
	その他	3	2	0	0
	合計	15	11	7	6
	少年の福祉を害する犯罪 （児童ポルノ、育成条例等）	85	40	75	36



<広報啓発ポスター>

サイバー犯罪対策

サイバー犯罪の情勢

インターネットが国民生活の一部となる一方で、サイバー空間における犯罪は悪質・巧妙化しており、近年の世論調査によると、サイバー空間は、今や「不安を感じる場所」として国民に認識されています。

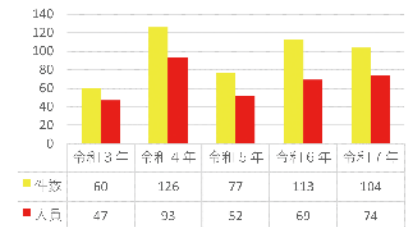
サイバー犯罪の現状

令和7年中のサイバー犯罪検挙件数（検挙人員）は104件（74人）で、前年比-9件（+5人）となっています。

■ 主な検挙事件（令和7年）

- 後払い決済サービスを利用した電子計算機使用詐欺等事件（令和6年からの継続）
～ 後払い決済サービスのアカウントを利用して正規利用権者に無断でスマートフォンを購入の上、売却して組織的に犯罪収益を得た事件（電子計算機使用詐欺・組織的犯罪処罰法違反事件）
- フリーマーケットサイトの架空取引に係る電子計算機使用詐欺等事件関連の銀行法違反事件
～ 内閣総理大臣の免許を受けないで、営業として為替取引を行い、銀行業を営んだ事件
- 銀行被害に係る不正アクセス禁止法違反事件
～ インターネットバンキングの認証サイトに正規利用権者に無断で識別符号を入力して不正アクセスした事件

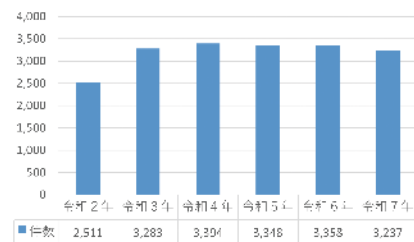
[サイバー犯罪検挙件数]



サイバー犯罪に関する相談状況

令和7年中のサイバー犯罪に関する相談受理件数は3,237件で、前年比-121件となっています。令和3年以降は、サイバー犯罪に関する相談件数が3,000件を超えており、警察安全相談の11%程度の割合で推移しています。

[サイバー関係相談件数]



サイバー犯罪被害防止に向けた取組

■ サイバー防犯ボランティア事業の推進

I T 専門家から講義を受けて専門的な知識を習得した高校生等が小中学生等に授業を行うサイバーセキュリティボランティア事業について、令和7年中は県内14のボランティア校（うち2校は新規参加）が合計38回、3,036名の児童・生徒に授業を行いました。また、情報通信技術の知識を有する大学生のサイバーテクニカルボランティア事業については、フィッシングサイトのサイバーパトロールやインターネットを利用した詐欺の情勢・犯行手口に係る勉強会を実施し、サイバー空間の浄化活動とボランティア自身のリテラシー向上に取り組みました。

■ 官民連携の推進

サイバーセキュリティに取り組む機関・団体と締結している「長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定」の機関と連携したセミナーの開催やサイバーセキュリティ対策を掲載した広報物の掲示など、官民連携によるサイバーセキュリティを推進しています。

長崎県警察本部

サイバー犯罪対策課

公式キャラクター

■ 情報発信活動の推進

あらゆる年齢層や企業に情報を発信するため、サイバー犯罪対策課公式LINE等で最新のサイバー犯罪情勢やサイバーセキュリティクイズなどの情報発信活動を行い、県民全体の意識向上と被害防止対策に取り組みました。同公式LINEアカウントはデジタルフォーラム主催「サイバーセキュリティアワード2025」の企画部門で優秀賞を受賞しました。

サイドラ

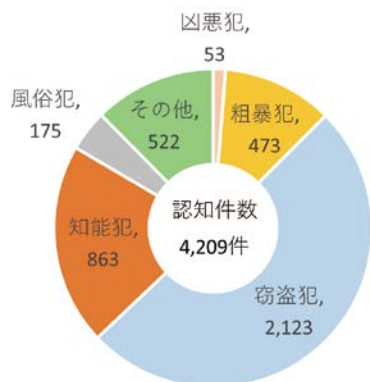


犯罪の情勢と捜査活動

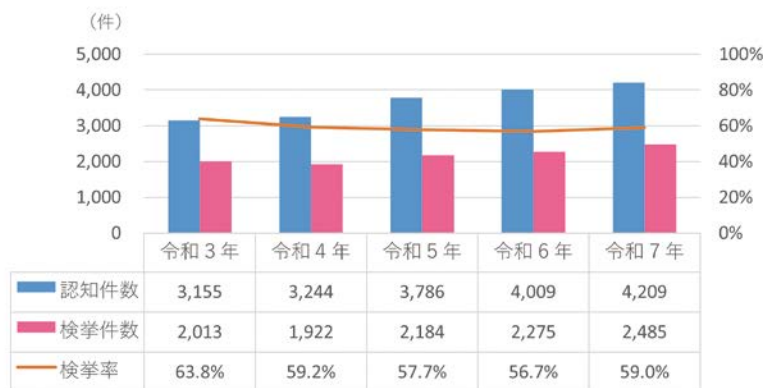
刑法犯の認知及び検挙状況

令和7年中の刑法犯の認知件数は4,209件で、前年に比べて200件増加しました。
 犯罪率（人口10万人当たりの刑法犯認知件数）は336.2件で、全国で少ない方から4番目でした。
 令和7年中の刑法犯の検挙件数は2,485件で、前年に比べて210件増加しました。
 検挙率は59.0パーセントで、全国で高い方から6番目でした。

〔刑法犯罪種別の認知件数〕



〔年次別刑法犯の認知・検挙件数〕



凶悪犯の状況

令和7年中の凶悪犯（殺人、強盗、放火、不同意性交等）の認知件数は53件で、前年に比べて5件増加しました。

凶悪犯の検挙件数は55件で、検挙率は103.8パーセントでした。

令和7年中に検挙した主な凶悪事件は

- ・ 長崎市内の路上における強盗・不同意性交等事件
- ・ 佐世保市内の木造家屋における現住建造物等放火未遂事件
- ・ 北松浦郡小値賀町における鎌使用の殺人未遂事件

等がありました。

窃盗犯の状況

令和7年中の窃盗犯の認知件数は2,123件で、前年に比べて9件減少しました。

窃盗犯は、全刑法犯の50.4パーセントを占め、一日平均約6件の割合で認知したことになります。

窃盗犯の検挙件数は1,345件で、検挙率は63.4パーセントでした。

令和7年中に検挙した主な窃盗事件は、

- ・ 長崎県、佐賀県及び福岡県における会社事務所及び店舗等対象の侵入窃盗事件
- ・ 佐世保市における空き家等を対象とした連続侵入窃盗事件
- ・ 南島原市及び雲仙市における空き家を対象とした連続侵入窃盗事件

等がありました。

知能犯の状況

令和7年中の知能犯の認知件数は863件で、前年に比べて157件増加しました。

令和7年中に検挙した主な知能犯事件は、

- ・ 佐々町長らによる官製談合防止法違反・公契約関係競売入札妨害事件
- ・ 経理担当者による多額業務上横領告訴事件
- ・ 元交際相手等に対する借用詐欺事件

等がありました。

暴力団の取締り

最近の暴力団情勢

全国の暴力団勢力は、令和7年12月末現在、約1万7,600人を把握しており、前年に比べ約1,200人減少しています。

県内においても全国と同様、令和7年12月末現在、8組織約80人を把握しており、前年に比べ減少しています。

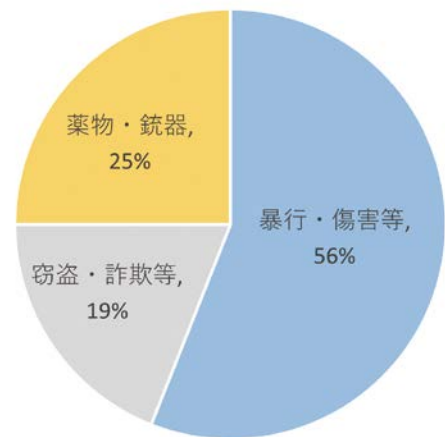
取締りや暴力団排除活動等により、暴力団は年々減少しているものの、全国では、対立抗争に起因すると思われる事件が発生しており、また、準暴力団等の犯罪者グループによると見られる犯罪も発生していますので、県民の安全・安心を守るために警戒を強化しています。

暴力団取締状況

長崎県警察では令和7年中、暴力団員等16人を検挙しています。

罪種別では、暴行・傷害や窃盗・詐欺等の刑法犯が12人、覚醒剤取締法違反等の特別法犯が4人でした。

[罪種別検挙状況]



暴力団対策法の運用

暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団の威力を示して行う不当な要求行為は禁止されています。

主な禁止行為としては、

- 寄付金等の名目による不当贈与要求行為
- みかじめ料・用心棒代の要求行為
- 暴力団への加入強要・暴力団からの脱退妨害

などがあります。

令和7年中、暴力団対策法の運用は、中止命令5件でした。



暴力団排除活動

関係機関と連携した資金獲得活動の封圧

暴力団勢力は、暴力団犯罪の徹底検挙、暴力団対策法での規制、官民一体となった暴力団排除対策を推進してきた結果、年々減少しています。

一方で、暴力団は資金源獲得活動を多様化させて組織の生き残りを図っており、暴力団の弱体化・壊滅のためには資金獲得活動を封圧することが重要となっています。

警察では、関係機関と連携し、警察が保有する暴力団に関する情報の積極的かつ適切な提供等を行うことで、許可営業、公共事業等から暴力団排除を行っています。

職域及び地域における暴力団排除活動に対する支援

警察では、地域住民・各事業者に対する暴力団排除活動の指導及び支援、（公財）長崎県暴力追放運動推進センター、弁護士会、各地区暴力追放運動推進協議会等の関係機関・団体と連携した活動を行うことで、社会全体で暴力団を排除する気運を高める活動を行っています。

令和7年10月16日、長崎市において、地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」を関係機関と共催で開催し、暴力追放運動に貢献された2名、2団体に対する表彰やかもめ広場内における暴力団排除広報啓発活動を実施し、暴力団排除の必要性について呼びかけを行いました。

また、令和7年11月30日及び同年12月1日、諫早・佐世保市内において行われた「令和7年冬巡業大相撲」諫早・佐世保場所において、主催者等の協力を得て、来場者に暴力団排除広報を行いました。



＜イベントにおける広報＞



＜県大会開催状況＞



＜大相撲諫早場所での広報＞

行政機関等及び企業に対する違法又は不当な行為の排除

警察では、暴力団員等が不正な利益を得る目的で行政機関・各企業を対象として行う違法又は不当な行為を排除するため、（公財）長崎県暴力追放運動推進センター、長崎県弁護士会と連携し、不当要求防止責任者講習等暴力団員等による不当要求事案に対する対応力向上のための講話を実施するとともに、暴力団等との関係遮断に取り組む企業等に対しての支援を行っています。



＜講話実施状況＞

暴力団被害の防止及び被害者への支援

警察では、暴力団員等が関係する多種多様な相談を受理し、相談の内容に応じ、事件検挙、暴力団対策法や長崎県暴力団排除条例での規制、暴力団排除を推進する地域住民や事業者等の保護、長崎県弁護士会等適切な関係機関への引継ぎを行うなどして被害の未然防止と被害者等の保護及び救済を行っています。

[過去5年間における暴力団関係相談受理状況]

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受理件数	205件	226件	90件	77件	64件

総合的な薬物・銃器事犯対策

治安の根幹を揺るがす覚醒剤や拳銃

薬物対策

覚醒剤をはじめとする薬物の乱用は精神と身体の両面を破壊し、周囲の人をはじめ社会全体に害悪を及ぼすものです。

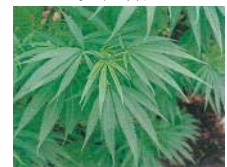
違法な薬物は中枢神経に作用することから、「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって、自分の意思ではやめることができなくなります。

薬理作用による幻覚や妄想等により、凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こすこともありますし、違法薬物の購入資金を得るための犯罪も発生しているため、薬物乱用は乱用者本人のみならず、周囲の人、更には社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪なのです。

警察においては、「供給の遮断」と「需要の根絶」の両面から総合的な薬物対策を推進しています。



< 覚醒剤 >



< 大麻草 >

薬物事犯の取締り状況

[過去3年間における薬物事犯の検挙状況(人)]

	令和5年	令和6年	令和7年
覚醒剤	23	15	8
大麻	19	32	36
麻薬等	2	2	3
総数	44	49	47

[令和7年中に検挙された者の内訳(人)]

	男女別		初・再犯別		少年 犯罪	違反態様別				
	男	女	初犯	再犯		使用	所持	譲受渡	密輸	栽培
覚醒剤	8	0	0	8	0	6	1	1	0	
大麻	30	6	29	7	8	10	19	6	1	0
麻薬等	3	0	3	0	2	3	2	0	0	

銃器対策

全国的には、暴力団対立抗争等に伴う拳銃発砲事件が発生しており、日常生活に大きな脅威を与えています。

令和7年中、本県においては拳銃の押収、拳銃発砲事件はありませんでしたが、いまだ、県内に違法銃器が潜在している可能性があることから取締りを強化しています。

[県内における拳銃押収状況]

	平成3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
押収丁数	2	0	3	6	0
うち暴力団	0	0	0	1	0



警察では、安心して暮らすことのできる社会を守るため、関係取締機関等と合同での街頭キャンペーンも実施するなど違法銃器根絶に向けた活動を推進しています。

犯罪鑑識

犯罪鑑識とは、事件の現場などから犯罪に関係するあらゆる資料を発見・採取するとともに、採取した資料に科学的・合理的な検討を加えて、犯人の特定、事件の証明を行う活動です。

現場鑑識活動



<現場鑑識活動（実習）>

事件や事故が発生した場合は現場へ急行し、犯罪の証拠を入念に調べ、写真撮影や指掌紋、足痕跡、科学的資料の採取等を行います。

採取した各種資料については対照や鑑定を行い、その結果により犯人を割り出したり、犯人の犯行状況を明らかにします。

現場鑑識活動は各種事件等の捜査において中心的な役割を果たしており、犯罪鑑識の原点です。

捜査用似顔絵

捜査用似顔絵は目撃者が記憶している犯人の特徴を目に見える形にして共有できるため、非常に有効な捜査手法です。

警察では、希望する職員を対象とした講習会のほか、似顔絵の作成技能が特に優れた者の中から選抜された「似顔絵捜査官」を対象として研修会を開催し、組織全体の技能向上を図っています。



<似顔絵捜査官等研修会>

警察犬



<囑託警察犬>

科学技術がめざましい発展を遂げている中、優れた嗅覚力を持つ警察犬は、依然として事件の捜査や行方不明者の捜索など様々な警察活動において効果を発揮しており、年々その必要性や重要性は高まっています。

警察では、民間で飼育・訓練されている犬を審査し、優秀な犬を警察犬として囑託しており、現在は11頭を「囑託警察犬」として運用しています。

鑑識技能の向上

鑑識の技能は鑑識専務員だけでなく、基礎的なものについては現場に臨場する全警察官が習得していなければなりません。

鑑識課では県下の全警察署を巡回して教養を実施し、署員の鑑識技術向上を図るとともに、警察学校に入校している若手警察官に対しても教養及び技能検定を行い、県警全体の鑑識技能向上と後継者育成に努めています。



<鑑識教養>

科学捜査研究所

科学捜査研究所には法医係、化学係、物理係及び文書・心理係があり、それぞれの鑑定技術者が、事件の犯人や事故原因などを明らかにするため、鑑定や分析を行っています。

■ 法医係

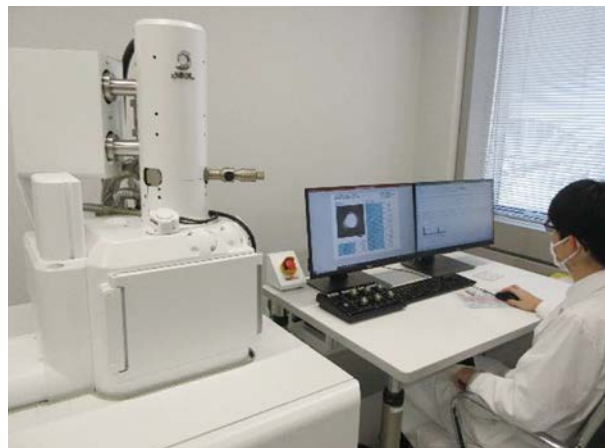
現場に残された血液等から個人識別を行うDNA型鑑定や防犯カメラ等の顔画像と容疑者の顔画像の異同識別を行う顔画像鑑定などを行っています。



<PCR装置>

■ 化学係

大麻、麻薬、覚醒剤等の乱用薬物、睡眠薬や農薬等の薬毒物、放火に使用された油類、落書きに使用された塗料など、幅広い鑑定を行っています。



<X線マイクロアナライザ>

■ 物理係

火災・爆発事件の発生原因の究明、凶悪犯罪で使用された銃の特定や、防犯カメラ等に写された人物、車両等の特定を行う画像解析などの鑑定を行っています。



<燃焼実験>

■ 文書・心理係

筆跡鑑定や印刷物・通貨の真偽鑑定、犯人が事件に関する事柄を記憶しているかについて調べるポリグラフ検査などを行っています。



<文書鑑定システム>

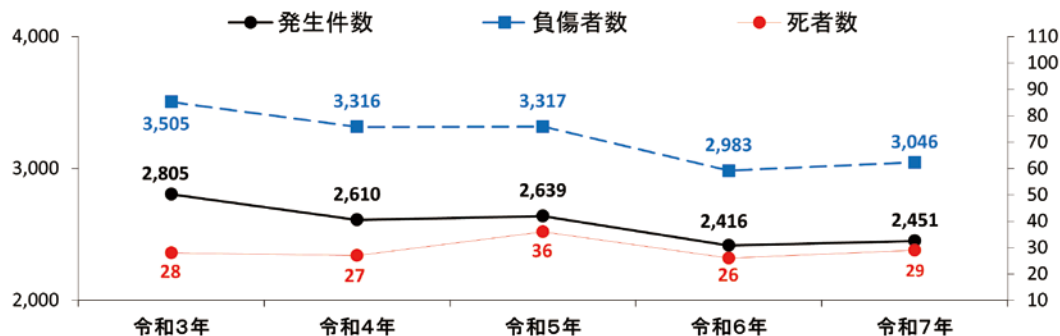
交通事故の情勢

令和7年中の交通事故の発生状況

令和7年中の交通事故の発生状況は、発生件数2,451件（前年比＋35件）、死者数29人（同＋3人）、負傷者数3,046人（同＋63人）で、発生件数、死者数、負傷者数いずれも昨年よりも増加となりました。

警察では、県民の皆さまを悲惨な交通事故から守り、安全で安心な長崎県のために、高齢者や歩行者をはじめとする総合的な交通死亡事故抑止対策を推進しています。

[過去5年間に於ける交通事故発生状況の推移]

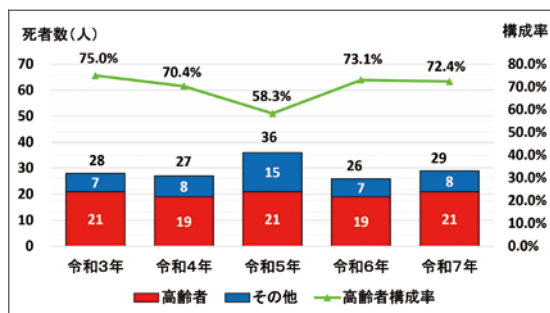


令和7年中の交通死亡事故の主な特徴

■ 高齢者の死者数は全死者数の約7割以上を占める

高齢者の死者数は21人で、昨年と比べて2人増加しています。

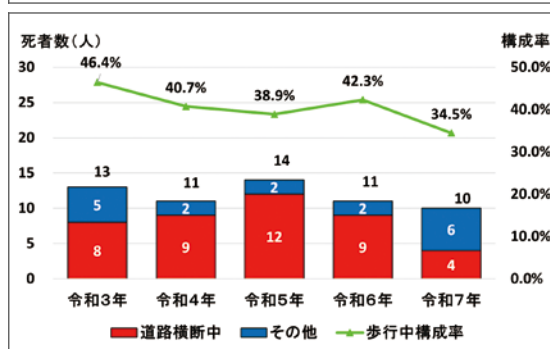
このうち、車両運転中の死者数は増加しましたが、車両同乗中及び道路横断中の死者数は減少しています。



■ 歩行者の死者数は減少し、特に道路横断中に発生した事故は大きく減少

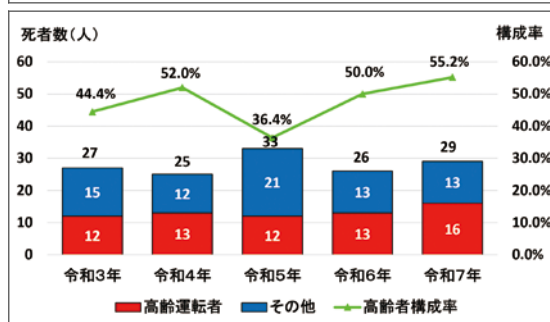
歩行者の死者数は10人で、昨年と比べて1人減少し、このうち、道路横断中の死者数も4人と、昨年に比べて5人減少しています。

しかし、歩行中の死者数は全死者数の約3割を占めるなど、依然として高い割合を占めています。



■ 高齢運転者が加害者となる事故の死者数が全死者数の半数を占める

高齢運転者が加害者となる事故の死者数が16人で、全死者の6割を占めており、昨年と比べると3人増加しています。



交通安全教育の推進

交通安全教育の推進状況

■ 参加・体験・実践型の安全教育

警察では、関係機関・団体と連携しながら、各年齢層に応じた交通安全教育を実施しています。

参加・体験・実践型の安全教育とは、運転・歩行・自転車シミュレータ、VRゴーグル、DVD等の視聴覚教材、模擬信号機等の交通安全教育資機材を活用して、交通事故が発生する状況等を擬似的に体験するものです。

[令和7年中の交通安全教育実施状況]

対 象	実施回数	受講者数
一 般	2,057回	78,922人
高齢者	1,050回	29,681人
高校生	40回	6,622人
中学生	34回	4,035人
小学生	386回	25,509人
幼 児	339回	13,787人
その他	84回	5,875人
合 計	3,990回	164,431人

※その他（大学生・若年層・外国人等）



＜小学生に対する交通安全教育＞



＜自転車シミュレータによる交通安全教育＞

■ 横断歩行者の交通事故抑止

本県の横断歩道横断中の交通事故件数（人口10万人当たり）は全国平均を上回っており、また、信号機のない横断歩道での一時停止率は、全国平均を下回っていることなどから、横断歩行者の交通事故抑止を図るため、

- 運転者に対する「横断歩道「止まらんば運動」」
 - 歩行者に対する「安全横断「手のひら運動」」
- を推進しています。



交通秩序の維持活動

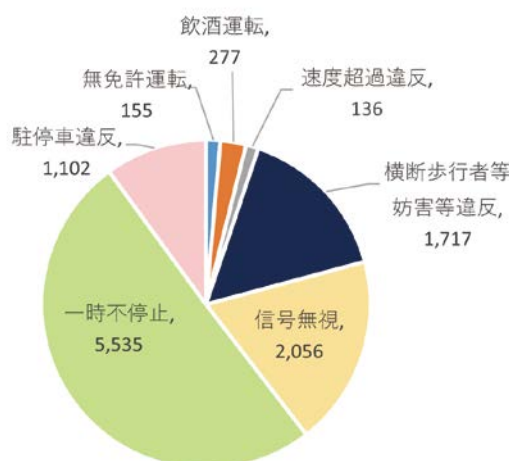
交通指導取締り状況

警察では、「悪質性・危険性・迷惑性の高い違反」や「住民から取締り要望がある違反」に重点を置き、交通事故抑止に資する交通指導取締りを行っています。

令和7年中における「悪質性・危険性・迷惑性の高い違反」については、10,978件（前年比－133件）を検挙しています。

[悪質性・危険性・迷惑性の高い違反の取締り状況]

区 分	令和7年	
	前年比	
無免許運転	155	－3
飲酒運転	277	－3
速度超過違反 (30km/h以上、 高速道等40km/h以上)	136	＋15
横断歩行者等妨害等違反	1,717	＋647
信号無視	2,056	＋33
一時不停止	5,535	－630
駐停車違反(※)	1,102	－192



※駐停車違反＝駐停車違反告知件数＋確認標章取付件数

暴走族の実態

長崎県内では、令和7年中、暴走族を1グループ把握しています。また、グループには属していない、少人数によるゲリラ的な爆音暴走を行う常習者を把握しています。

その他、旧車會と呼ばれる暴走族風に改造した旧型の自動車等を運転する者のグループが県内でも認められるため、取締りを強化しています。

交通事故事件捜査状況

ひき逃げ事件の発生検挙状況

令和7年中のひき逃げ事件の発生件数は19件（前年比－4件）、検挙件数は17件（前年比－7件）でした。

※検挙件数には、令和7年以前に発生したひき逃げ事件の検挙件数を含みます。

危険運転致死傷罪の検挙状況

令和7年中の危険運転致死傷罪の検挙件数は7件（前年比－1件）でした。

交通特殊事件の検挙状況

令和7年中に検挙した主な交通特殊事件は、

- 保険金詐欺事件

がありました。

交通環境の整備

交通規制及び交通安全施設の整備状況

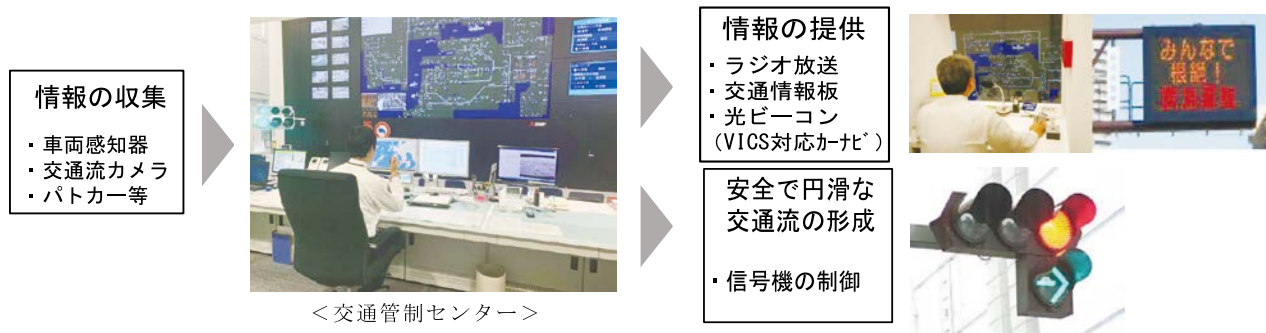
令和7年中は、通学路、生活道路、歩行者保護のための交通安全対策及び交通の円滑化を図るとともに、新設道路の供用開始等に合わせ、交通信号機、横断歩道、大型標識などの整備を行いました。

主な交通規制の実施状況

- 通学路や生活道路対策として、学校教育委員会及び道路管理者と連携した合同点検に基づき、横断歩道や交通信号機等の整備を行いました。
- 地域の利便性を考慮した、交通実態の変化に即した交通規制の見直しなどを行いました。
- 物理的デバイスを追加したゾーン30プラスの整備を道路管理者と連携して行いました。（県内では、ゾーン30整備41か所（うち、ゾーン30プラス整備8か所））

主な交通安全施設の整備状況

■ 交通管制センターと交通情報の提供



■ 交通信号機

交通事故防止のため信号機を設置するとともに、道路交通実態の変化などに伴って必要性が低下した信号機については、地域の方々の意見を聞きながら撤去を行いました。

【撤去前】



【撤去後】



< 信号機撤去か所の事例（浦上署：長崎市平野町） >

■ 道路標識・道路標示



< 大型反射式 >



< 自発光式 >



< 自発光式道路標 >

※ 交通規制を見やすく、分かりやすくするため、LEDが内蔵された道路標識や道路標示などの整備を進めています。



本県の運転免許人口

本県の運転免許人口は、令和7年末現在813,901人で、前年より7,642人減少しています。

区 分	免許人口	免許証の交付			
		新規免許証	更新免許証	再交付免許証	国際免許証
令和6年	821,543	17,763	185,578	4,122	1,026
令和7年	813,901	16,602	182,703	3,854	1,126
増 減	-7,642	-1,161	-2,875	-268	+100

試験場コースの開放

運転免許試験場では、運転技能向上の機会として、毎月第2・4日曜日に試験場のコースを開放しており、令和7年中は、314人が利用しました。



運転免許証更新手続（日曜窓口の状況）

運転免許試験場及び長崎運転免許センターでは、運転免許証更新手続の日曜窓口（運転免許試験場は毎週、長崎運転免許センターは第2、第4日曜日）を開設しており、令和7年中は27,423人（全更新者の15.0%）が利用しました。

行政処分

令和7年に県内で行った運転免許の行政処分数は、1,233件で前年に比べ72件減少しました。

- 取消処分355件のうち218件（61.4%）が飲酒運転によるものです。
- 停止処分878件のうち56件（6.4%）が飲酒運転によるもの、169件（19.2%）が速度違反によるものです。

区 分	取 消 処 分											停止処分
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	計	
令和6年	109	257	14	14	15	3	1	1	0	5	419	886
令和7年	104	218	9	11	8	0	0	1	1	3	355	878
増 減	-5	-39	-5	-3	-7	-3	-1	±0	+1	-2	-64	-8

大規模災害等対策

各種災害への取組

長崎県は、これまで諫早大水害や長崎大水害、雲仙普賢岳噴火災害などの大規模自然災害を経験しており、全国的にも東日本大震災、令和6年能登半島地震のような大規模な自然災害が発生しています。警察では突発的な災害の発生に備え、人命を第一とした災害対策を進めています。

自然災害発生状況

■ 全国の発生状況

令和7年は、大雨、台風、地震などによる被害が各地で発生しました。

特に地震は、カムチャッカ半島東方沖、トカラ列島周辺、青森県東方沖の地震等、全国各地で発生し、多数の負傷者が発生しました。

■ 長崎県内の発生状況

県内においては、令和3年に死者を伴う自然災害が発生しました。

令和7年中は、災害による負傷者は発生しませんでした。県内では8年振りに最大震度4の地震が発生しました。

〔県内の災害発生状況〕

主な被害種別		令和5年	令和6年	令和7年
死者	(人)	0	0	0
	負傷者	4	9	0
建物被害	全壊	0	0	1
	半壊	1	0	0
	床上浸水	2	16	6
	床下浸水	7	90	8
	一部破損	3	3	6
非住家被害	道路損壊	1	0	6
	橋梁流失	99	8	0
	山(崖)崩れ	0	0	0
		11	28	6

(令和7年12月31日現在 長崎県統計)

災害に備えた体制の整備

■ 事前対策

各種災害の発生に備え、災害危険箇所の点検、装備資機材の整備、防災関係機関との情報交換などを行っています。

■ 防災訓練

事前対策と併せて、各種防災訓練に参加し、救出・救助技術の向上を図るとともに、関係機関・団体との連携強化に努めています。

警察災害派遣隊

警察では、大規模災害発生時、直ちに全国の被災地へ派遣され救出救助等に従事する「広域緊急援助隊」や、災害対応が長期化する場合に派遣される一般部隊により編成した「警察災害派遣隊」を設置し、万一の災害に備えています。

令和6年能登半島地震では、救出救助活動や警戒活動のため被災地に部隊を派遣しました。

長崎県警察航空隊

長崎県警察航空隊は、災害対応における機動力の中核として位置づけられ、災害発生時には、被害情報の収集に当たるなどの任務に従事します。

令和6年能登半島地震では、石川県において上空から被害情報の収集に当たるなどの災害警備活動に従事しました。



<長崎県総合防災訓練（新上五島町）>



<能登半島地震での活動>



<警察用航空機「さいかい」>

h テロ対策の推進

イスラム過激派組織が我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しするなど、我が国に対するテロの脅威は継続していることから、警察ではテロの未然防止に向けた諸対策を推進しています。

官民一体となったテロ対策

テロ対策は、警察による取組のみでは十分ではありません。関係機関、民間事業者、地域住民等と緊密に連携することが望まれます。このため、警察では、テロ対策に関する様々な官民連携の枠組みに参加しています。

■ 「テロ対策パートナーシップ長崎」

本県では、警察、関係機関、民間事業者が一体となって、本県におけるテロの未然防止に資するため「テロ対策パートナーシップ長崎」を設立し、“テロを許さない社会の実現”という理念の下、官民一体となったテロ対策を推進しています。



＜テロ対策パートナーシップ長崎（定例会）＞

■ 各種テロ対策の推進

爆発物の製造を企図する者による爆発物の原料となり得る化学物質の入手を防ぐための取組も官民の連携により推進しています。警察では、これらを販売する事業者に対し、販売時の本人確認や使用目的を確認するように要請するほか、不審な購入者への対処要領等を教示しています。

また、ホテル、レンタカー等の事業者に対しても、顧客に対する本人確認の徹底等の働き掛けを行い、テロリストによる悪用の防止を図っています。

水際対策の強化

長い海岸線を有する本県においては、テロリストの侵入を防ぐため、沿岸部における警戒や国際海空港における出入国審査、輸出入貨物の検査などの水際対策に万全を期す必要があります。警察では、海上保安庁や出入国在留管理庁、税関等の関係機関と連携し、各種事案を想定した訓練などに取り組んでいます。



＜関係機関と合同のテロ対策訓練＞

重要施設等に対する警戒警備の強化

警察では、県内の重要施設に対する警戒警備を強化するとともに、公共交通機関や大規模集客施設等の不特定多数の人が集まる施設（ソフトターゲット）に対しても自主警備の強化を働き掛けるなどして、テロの未然防止に向けて各種対策を推進しています。

テロ関連情報の収集・分析及び捜査の徹底

警察では、街頭活動を強化し、不審者の発見に努めるほか、関係機関や民間事業者と連携して、情報を収集し分析を行っており、テロ等の違法行為に関する情報を把握した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処しています。

h 警護現場における警戒の強化

警察では、令和4年7月、奈良県下で発生した「安倍晋三元内閣総理大臣に対する銃撃事件」や令和5年4月、和歌山県下で発生した「岸田文雄内閣総理大臣に対する爆発物投てき事件」などを受け、主催者や管理者等と連携し、警護現場における安全対策の強化を図っています。

警護現場における安全対策に御理解と御協力を

■ 手荷物検査等への御協力

警護現場における安全を確保するため、参加者や聴衆等お集まりの方に対して、主催者や警察官が手荷物検査や金属探知機による保安検査を求めることがあります。

会場によっては、リュックサックや手提げかばん等を会場内に持ち込めない場合もありますので、事前に手荷物を減らし、時間に余裕をもって来場していただくなど、手荷物検査等の安全対策への御理解と御協力をお願いしています。



■ 警察による声掛け・職務質問への御協力

警護現場における安全を確保するため、参加者や聴衆等お集まりの方、また付近を通行されている方などに対して、警察官が声かけや職務質問を行う場合があります。

その際は、身分確認や所持品検査などの安全確保に対する御理解と御協力をお願いしています。

■ 不審物・不審者発見時の御協力

警護現場において、持ち主の分からない物を発見したり、落ち着きがない人や警護対象者に無理に近づこうとする人などを見かけた場合は、近くの警察官にお知らせいただきますよう、御協力をお願いしています。

■ 避難等の緊急事態における御協力

警護現場において、事件事故などの危険な事態が発生した場合は、主催者や警察官等が行う避難誘導に従い、落ち着いて行動していただきますよう御協力をお願いしています。

大規模警護に向けて

令和7年7月の第27回参議院議員通常選挙及び令和8年2月の第51回衆議院議員総選挙では、候補者応援のため多くの要人が来県しました。

また、毎年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典にも多くの要人が参列しています。

このような大規模な要人警護につきましても、主催者など関係先と所要の措置を確実に講じて、警護の万全を期すこととしています。

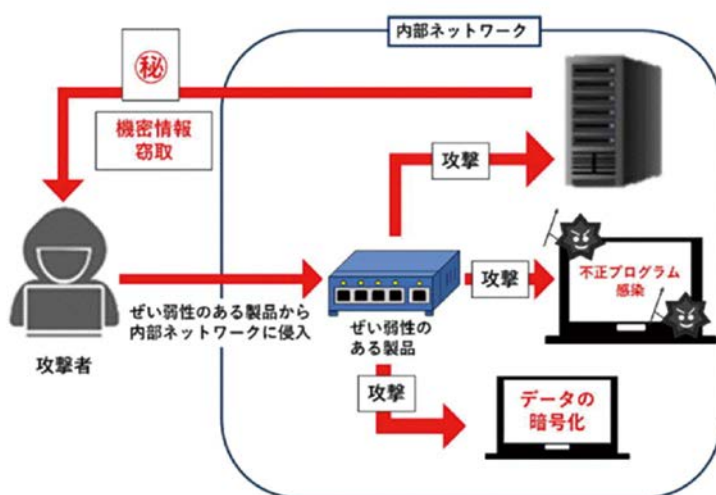


サイバー攻撃対策

サイバー攻撃に対する諸対策の推進

重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーエスピオナージといったサイバー攻撃は、国の治安、安全保障及び危機管理にとって現実の脅威となっています。

警察では、国内外の関係機関等と緊密に連携して、サイバー空間の脅威に対する厳正な取締りやサイバー攻撃の実態解明、被害の未然防止・拡大防止を推進しています。



＜サイバー攻撃の一例(ぜい弱性を悪用した攻撃)＞

被害の未然防止・拡大防止に向けた官民連携の推進

重要インフラ事業者等との連携

県内の重要インフラ事業者等との間で「長崎県サイバーテロ対策連絡協議会」を設置し、

- サイバー攻撃の情勢等に関する情報交換
- 有識者による講演
- 参加事業者間の意見交換
- セミナーや共同対処訓練

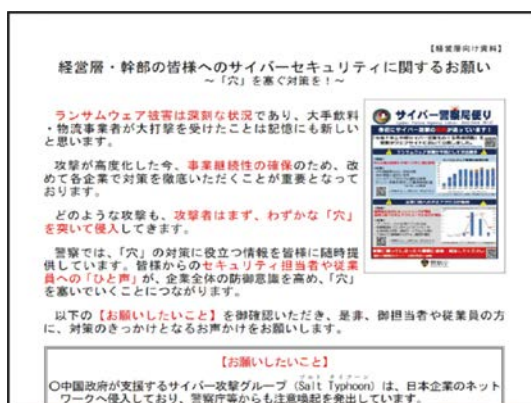
等を通じて対処能力の向上に努めています。



＜サイバーテロ対策連絡協議会＞

先端技術を有する事業者等との連携

警察では、情報窃取の標的となるような先端技術保有事業者等との間で構築した「サイバーインテリジェンス情報共有ネットワーク」を通じ、事業者から提供された情報を集約し、総合的に分析した結果に基づいて注意喚起を行っています。



＜サイバーエスピオナージに対する注意喚起＞



各種相談電話（事件・事故は110番）

相談等内容	相談・提供窓口	電話番号
犯罪等による被害の未然防止に関する相談など	警察安全相談	#9110または 095-823-9110
同上	高齢者専用相談ダイヤル	095-823-4165
ニセ電話詐欺に関する通報・相談	ニセ電話詐欺被害防止110番	0120-110874
悪質商法に関する通報・相談	悪質商法110番	
暴力団犯罪に関する通報・相談	暴力団対策テレホン	
覚せい剤その他違法薬物に関する通報・相談	薬物110番	
性犯罪被害に関する通報・相談	性犯罪被害相談	#8103 または 0120-003-682
少年（20歳未満）の非行や犯罪被害に関する相談など	ヤングテレホン	0120-786714
拳銃についての情報提供	拳銃110番	0120-103774
行方不明者についての相談	警察本部人身安全対策課	095-820-0110 [内線 3056]
国外運転免許証の問合せ	警察本部運転免許管理課	0957-53-2128 [内線 332]
安全運転相談	警察本部運転免許管理課	#8080
交通情報の問合せ	警察本部交通管制センター	095-823-5000
	日本道路交通情報センター	050-3369-6642
交通事故（無事故）証明の問合せ	自動車安全運転センター	095-825-4591
犯罪経歴証明書（海外渡航）の問合せ	警察本部鑑識課	095-820-0110 [内線 4642]
警察職員採用の問合せ	警察本部警務課採用係	095-820-1504
警察音楽隊派遣の問合せ	警察本部広報相談課	095-820-0110 [内線 2174]
警察施設見学の問合せ	警察本部広報相談課	095-820-0110 [内線 2173]



長崎県内の警察署(22署)



長崎警察署
長崎市尾上町5-26
095-822-0110



大浦警察署
長崎市松が枝町7-25
095-829-0110



浦上警察署
長崎市大橋町26-4
095-842-0110



時津警察署
西彼杵郡時津町浦郷275-1
095-881-0110



西海警察署
西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷162-17
0959-22-0110



諫早警察署
諫早市小船越町1036-1
0957-22-0110



雲仙警察署
雲仙市小浜町南本町7-25
0957-75-0110



島原警察署
島原市新馬場町890-1
0957-64-0110



南島原警察署
南島原市口之津町丙2113-13
0957-86-2110



大村警察署
大村市森園町34-5
0957-54-0110



川棚警察署
東彼杵郡川棚町百津郷41-4
0956-82-3110



早岐警察署
佐世保市勝海町136
0956-39-0110



佐世保警察署
佐世保市天満町4-18
0956-23-0110



相浦警察署
佐世保市愛宕町161
0956-47-5110



江迎警察署
佐世保市江迎町長坂120-11
0956-66-3110



松浦警察署
松浦市志佐町庄野免131
0956-72-5110



平戸警察署
平戸市岩の上町1462
0950-22-3110



五島警察署
五島市東浜町3-9-1
0959-72-8110



新上五島警察署
南松浦郡新上五島町有川郷733-2
0959-42-0110



壱岐警察署
壱岐市郷ノ浦町本村触551-1
0920-47-0110



対馬南警察署
対馬市厳原町中村633
0920-52-0110



対馬北警察署
対馬市上県町佐須奈甲561
0920-84-2110

警察官がSNS・ビデオ通話で連絡

それ詐欺です!

警察が直接お金の話を
することはありません!

未納料金がある!?

架空料金
請求詐欺

お金が返ってくる!?

還付金
詐欺

二セ電話詐欺等
被害防止広報大使

前川 清

二セ警察官
詐欺

二セ電話詐欺等
被害防止広報大使
前川 清

県民みんなで防ごう!



長崎県警察ホームページ
<https://www.police.pref.nagasaki.jp>

長崎県警察公式Facebook
アカウント名：長崎県警察



長崎県警察公式X（旧Twitter）
アカウント名：【公式】長崎県警察

長崎県警察公式Instagram
アカウント名：【公式】長崎県警察



長崎県警察公式YouTube
アカウント名：【公式】長崎県警察

長崎県警察公式LINE
アカウント名：長崎県警察サイバー犯罪対策課



編集・発行

長崎県警察本部広報相談課

〒850-8548 長崎市尾上町3番3号

TEL 095-820-0110

